

平成29年度八王子市農業委員会第3回総会会議録

1. 開催年月日 平成29年6月29日 木曜日
2. 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
3. 開催時間 午後2時から 午後4時10分 まで
4. 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 立 川 正 晴 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 10 番 有 竹 満 次 |
| 11 番 菱 山 史 郎 | 12 番 中 西 伸 夫 |
| 13 番 鳴 海 有 理 | 14 番 熊 澤 治 彦 |
| 農地利用最適化推進委員 | |
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 金 子 文 利 |
| 20 番 井 上 正 芳 | 21 番 福 田 一 訓 |
| 22 番 門 倉 豊 | |

5. 欠席委員 (1名)

19 番 町 田 裕 通

6. 事務局職員出席者

事務局長	木 内 基 容 子	課 長	音 村 昭 人
主 査	上 原 裕 之	主 査	黒 田 康 雄
主 任	上 村 剛		

平成29年度
八王子市農業委員会 第3回総会 議題

(平成29年6月29日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 特定農地貸付けに係る変更申請の承認について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第11 八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について

【報告案件】

- 第12 農地の権利取得の届出について
- 第13 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後 2 時開会》

議長 ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第3回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第19番町田裕通委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」5月1日から5月31日までの届出分（14件）、第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」5月1日から5月31日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1、第2について質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

議長

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（5件）

議長

報告は終わりました。第3について質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

議長

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明につい

て」を報告。(7件)

議長

報告は終わりました。第4について質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。

なお、本件については、農業委員が農地を譲り受ける当事者の案件です。農業委員会に関する法律第31条の規定では、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされています。当該委員は議事に参与することができませんので、委員の一時退席をお願いいたします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」

譲受人は館町に在住。譲渡人は日野市南平三丁目に在住。

申請地は館町にある土地6筆、登記簿地目は畑、現況は畑。面積は合計1,238㎡。

譲受人の経営地は合計5,483㎡、従事日数は330日。

譲受人の農作業歴は45年。申請地では葉菜類を栽培予定。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

6月20日、推進委員、事務局職員とともに調査を行いましたのでご報告いたします。対象の農地は、四谷橋北野街道沿いの南に位置し、自宅の南西にあります。経営規模拡大を目的として、取得することになったそうです。現地は作付けがなく休耕状態でしたが、農地取得後はハクサイやダイコンを作付けし、収穫したものは漬物などに加工して道の駅へ出荷するとのことでした。申請者は当該農地付近で酪農業を営んでいます。また、収穫した野菜等は、奥さんが加工し、市場へ出荷を行っています。本人のほか、息子さんや奥さんも

農業経営に携わっており、今後、許可を受ける農地で耕作を続けていくことに問題はないかと思えます。以上です。

推進委員 私も6月20日、推進委員、事務局職員とともに調査を行いましたのでご報告いたします。現地は全面がきれいに耕うんされており、土性や日当たりもよく、営農しやすい環境だと思えました。申請者が取得する農地の周辺では、イノシシ等の害獣による被害があるそうで、作付け後の状況に応じて適宜電気柵などの対策を検討することでした。以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 譲渡人はこの農地で実際に営農していたのでしょうか。それとも営農はしていなかったが、農地の所有権を移転するという事で整地したのでしょうか。

推進委員 営農を行っていました。

農業委員 分かりました。譲受人の長男は専業で農業をしているのですか。

推進委員 専業でやっています。

農業委員 分かりました。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第6「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第6「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

使用借人は美山町に在住。使用貸人は美山町に在住。

申請地は美山町にある土地1筆、登記簿地目は畑、面積は285㎡。

農地の区分は第3種農地。事業計画は分家住宅。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは、地区の担当委員として報告いたします。6月19日、事務局職員とともに、現地において、申請者の代理人から話をうかがいました。父親が所有する農地に、息子夫婦が住宅を建築するということです。現在、息子夫婦はすぐそばの本家で両親と同居していますが、昨年12月に子どもが生まれたため現在の住居では手狭になりました。新たな住宅の建築を考え今回の申請に至ったそうです。両親、息子夫婦ともに、この農地以外に住宅を建築できる土地を所有していません。市街化調整区域ですが、市街化区域に隣接しており、両隣には住宅が建っています。周囲には申請者（貸人）の農地しかないようですので、周辺農地への影響はないと思われます。申請者（貸人）の農地は小規模で現在トマトやノラボウなどが少し植わっている程度でしたが、今後はしっかり耕作していくとのことでした。現地調査の際、この農地の周囲をブロック塀で囲む作業を行っていました。代理人に対して、許可があるまでは作業を進めないよう、厳重に注意しました。認識が薄かったようですが、これ以上の作業は厳に慎むとのことでした。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 分家住宅であれば市街化調整区域内の転用であっても良いのでしょうか。

事務局 分家住宅だから良いということではなく、どの農地を転用するかという立地基準と転用の確実性や周辺農地への影響といった一般基準に従って判断します。もし、市街化区域内に代替できる土地があればそちらが優先されます。また、市街化調整区域内の転用となると

都市計画法による開発許可などの他法令の許認可等も必要になりますので、同時に進めていくことになります。

議 長 他にございませんでしょうか。

農業委員 2点あります。1点目は、今回の分家住宅の建築にあたり農地法以外にどのような法令が関わるかということです。2点目は、南側が市街化区域ということですが、この道路に上下水道の設備は整っているかということです。

事務局 1点目についてですが、今回の分家住宅の建築には都市計画法による開発許可が必要となります。農地転用許可申請後の調査において、開発関係の所管から開発許可の見込みありと回答を得ています。2点目についてですが、水道管とガス管が通っていることを確認しています。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は北野町、耕作面積は765㎡。相続開始年月日は平成28年10月3日。

相続人について、住所は北野町、年齢62歳、被相続人との続柄は「長男」。

適用を受けようとする農地は北野町にある1筆、576㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成28年10月3日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。6月19日、事務局職員と農地を確認するとともに、願出者の自宅で話を伺いました。農業には、父親が体調を崩し始めた平成28年2月頃から従事してきたと話していました。妻と娘は農業塾に通っており、ある程度の知識と経験を積んでから、今後本格的に農業に従事するとのことでした。また、除草作業等は、弟が手伝ってくれているそうです。農地はきれいに肥培管理され、全体の3分の2程度が植木、残りの3分の1が畑として利用されていました。植木は造園用として出荷しているそうです。畑ではイチジク、スナップエンドウ、ジャガイモ、ネギなどが作付けされており、収穫したものは自家消費しているとのことでした。今後も農業経営を続けていくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
買取申出生産緑地は犬目町の土地4筆、計4,127㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は犬目町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年2月23日。
年齢は93歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。本日、調査を担当した推進委員は欠席です。

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、農業委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第9「特定農地貸付けに係る変更申請の承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「特定農地貸付けに係る変更申請の承認について」

申請者について、住所は大谷町。

廃止する農地は大谷町の土地1筆、415㎡。

追加する農地は大谷町の土地3筆、491.69㎡。

変更前の貸付対象農地は合計5筆、1,651㎡。

変更後の貸付対象農地は合計7筆、1,727.69㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、地区の担当委員として報告いたします。6月26日、事務局職員と農林課の担当職員とともに、現地において、農地の所有者である農園の開設主、また、利用者の募集や、農園の管理運営業務を受託している株式会社の担当者から話をうかがいました。まず、計画していた農地を農園から除外することについてですが、この農地だけ少しはなれた場所にあり、周囲は引越し業者の駐車場に囲まれていました。農園を開設した当初は、利用できる農地すべてを農

園として開設する予定でしたが、やはり離れた場所にあるということで、使い勝手が悪く、実際のところは、農園として整備できなかったそうです。今後は駐車場などへの農地転用を考えているとのこと。一方、新たに追加する農地についてですが、これまでは親戚の方に手伝ってもらいながら、耕作をしていたそうです。現在の農園は、70区画のほぼすべてが埋まっているそうです。今後も利用者の増加が見込めるため、今回、この3筆を追加するとのことでした。農地所有者ご自身は、自営業で、自身が農園の管理に十分に関われないことから、利用者の募集、農園の管理・運営全般を、株式会社に委託しているとのことでした。募集は、インターネットを活用するほか新聞の折り込みチラシなど、広く一般に公募しているとのこと。また、株式会社が農作業のアドバイザーを雇って常駐させているとのこと、各区画はきれいに耕作されていました。農園の周囲は農家の方が耕作する農地に隣接していますが、こちらへの影響もないと考えられます。この農地には、利用者が使用するための農機具が用意され、これを保管する農機具置場、休憩するためのベンチ、水道、トイレが整備されていました。また、追加する農地のひとつについては、一部を農園としますが、残る部分については、駐車場として利用します。なお、このことについては、昨年農地転用の届出を受理しています。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 この農園にはホームページが存在します。

その内容では一区画の賃料が月額5,463円です。資料では一区画当たり年間36,000円、月額は3,000円ですのでホームページの情報とは異なります。この点は確認しているのでしょうか。

事務局 これは開設した当初の金額で、現在は6,000円と聞いています。

農業委員 月額6,000円となると、年間72,000円となり貸付規定とは大幅に異なりますが、問題ないでしょうか。

推進委員 この農園では農作業のアドバイザーが常駐しており、農業に関するアドバイスや講習を受けることができます。そういったサービスの料金分が加算され、月額6,000円になっていると思われれます。

農業委員 サービス分の料金が株式会社の収益になると思われれます。ホームページでは業務を受託している株式会社が開設者であるように読み取れます。この貸付規定は開設者と利用者のものでしょうか。それとも株式会社と利用者のものでしょうか。

事務局 農地所有者である開設者と利用者との間で結ばれるものです。

農業委員 分かりました。気になることが2点あります。1点目は、一般的な農家開設型の市民農園は年間3万円程度で借りられるのに対して、今回は約2倍の賃料設定であることです。2点目は、農園の宣伝方法です。公道の真ん中にカラーコーンを置いて宣伝をしています。これは担当所管から許可を取っているのでしょうか。

会 長 事務局どう思いますか。

事務局 まず広告が市道上にあれば道路交通部が随時撤去しています。また先程、審議の対象が10a未満の貸付で相当数の使用者を想定し、定型的な条件で行われるか、営利を目的としない栽培の用に供するための貸付か、貸付期間が5年を超えないかの3点であることをご説明しましたが、株式会社はこの3点には該当しないものと考えます。

農業委員 業務を株式会社が主導して行うかどうかの問題になると思います。開設者は営利が目的ではないとしても株式会社が営利を目的とし、農園を行うとしたらそれは問題です。この貸付規定が株式会社と利用者のもになっていないか、賃料がどの口座に振り込まれるのかを調査し、業務代行がどのような形で行われているのかを農業委員

会が確認すべきだと思います。そうでないと業務代行が抜け道として使われてしまいます。

農業委員 開設者は株式会社に業務を委託しているため契約が二重構造になっています。その点を農業委員会で整理する必要があると思います。また、私は農地の貸借がビジネスになってきていると感じます。それは農家の人たちにとってメリットもありますが、現行の制度に則らないのであれば、是正する必要があると思います。

推進委員 ホームページには入会金も発生するとあります。この入会金は貸付規定に記載がないですが、このことは事務局で把握しているのでしょうか。

事務局 入会金については把握していません。

農業委員 営利を目的としない栽培の用に供するための貸付かどうかを審議する意味は、市民農園の利用者がそこで栽培、収穫したものを販売することで周辺農家の収益が減ってしまうのを防ぐためだと思います。しかし、今回の株式会社の関わり方は周辺農家の利益を脅かすようなものではないので問題ないと思います。

農業委員 農家と利用者の直接契約が望ましいと思います。利用者がその農園で栽培したものを売って利益を得ることも問題ですが、農家から委託を受けた業者が営利を目的として事業を行うことも問題だと思います。よって今回の株式会社の関わり方は心配です。

事務局 その辺りはしっかり管理していきたいと思います。

農業委員 以前、NPO法人が農家から農地を借りた上で市民農園を開設したという案件がありました。今回の株式会社はなぜ、このやり方で市民農園を開設しないのでしょうか。今回のやり方だと利用者からの収益はあるのにその多くが株式会社のものになり、農地所有者である開設者に一体いくらの収益が入るのか分かりません。その辺りも

含めて協議する必要があると思います。

事務局 今回の農園は農家直営ということで開設主は農地所有者であり、受委託の関係にある株式会社はその範囲で、業務を行うこととなります。

農業委員 私はこの貸付規定に問題はないと思います。なぜならこの貸付規定の主体者は農地所有者だからです。確かに株式会社は農地所有者から委託された以上、業務はきちんと行ってほしいですがこれは本来農家にとっては良いことだと思うので、多少の賃料の違いで契約を否定するのは良くないと思います。

農業委員 私は契約を否定しているわけではありません。今分からないのは、開設者である農家さんと中間に入る業者の関係、その業者と契約者である利用者の関係です。貸付規定とホームページでの賃料規定の差異がありながら利用者と契約しているので、中間業者が利益を上げるために行っているのではないかと疑ってしまいます。株式会社が業務を行うことが規定に示されていて、主体はあくまでも農地所有者であるという事実が示されれば、この規定で良いと思います。ただ、今はそういった事実があるか分からないのでこれは来月の審議案件とし、そこで農地所有者の事業だと十分に理解できたら認めても良いと思います。

推進委員 株式会社が契約に関して違法行為をしているとは思いません。現在、株式会社に対する農地所有者の契約内容がどういったものかは分かりませんが、その内容が分かれば問題はないと思います。株式会社が中間に入ることで設備が充実し、利用者も増えるので、農地はしっかり管理されます。ただ農業委員が述べていたようなことは整理すべきだと思います。

会 長 事務局、どう思いますか。

事務局 今回の段階では委員の皆さんの質問に答えられるだけの判断材料が揃っていませんので、事務局で精査し、次の総会で再度審議したいと思います。

議長 第9については、これを引き続き継続審議することに異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、詳しい資料を次回の総会時に提出していただきまして、再度審議したいと思います。

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は北野台三丁目、設定する土地は中山の土地3筆、計683㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、法人、住所は堀之内、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は5,869㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間150日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 6月21日、事務局職員と農林課職員の3人で現地を確認するとともに株式会社の代表取締役からお話を伺いました。今回は水稻栽培を行いたいということで適している農地を探したところ、遊休農地化した土地があったので利用権設定を行いたいとのことです。この農地は年に数回ほどの草刈りはされているものの、約10年間使用されていませんでした。そのような土地を整備するのは大変だと思いま

すが、関係するNPO法人に水稻栽培の経験者がいるので、その方に詳しいことを聞きながら整備し、今回の計画が決まれば地元の方々の意見を聞きながら管理をしていきたいとのことでした。また、株式会社は昨年、中山地区と堀之内地区の農地に利用権設定をしましたが、そこもきれいに管理されていました。今回の農地もこのように管理されれば問題ないと思います。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。

農業委員 遊休農地の改良についての補助金があると思いましたが、どのくらい補助されるのでしょうか。

事務局 利用権設定をした場合には、遊休農地の再生に係る費用の半分が対象になります。

農業委員 補助金は是非案内してほしいと思います。それから駐車場の確保はどうなっていますか。

事務局 現在、探しているそうです。近隣には駐車場が多く、周辺の方々と意思の疎通ができていますので、確保も容易だと思われれます。

農業委員 駐車場がないと作業もしづらいと思いますので、それに関しては確認をお願いします。

農業委員 農地の中に農作業用の車であれば1台くらいは駐車して大丈夫ではないでしょうか。

事務局 農業経営上必要な最小限の駐車スペースは認められます。所有者の了解が得られれば可能です。

農業委員 資料の中に用水路の写真があります。ここを流れている水は他の田でも使用しているのですか。

農業委員 この田で使用されている用水路はこの写真のものではありません。この写真は排水のために使われる用水路です。

会長 他にございませんか。他にございませんので、進行します。お諮り

します。

第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」平成29年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと、現地調査を実施。申請のあった6件の土地について説明。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員からそれぞれ調査報告をお願いしたいと思います。まず、地区番号1442につきましてお願いいたします。

農業委員

それでは、地区番号1442につきましてご報告します。6月8日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は自宅の北に位置し、植木の圃場として以前から耕作を続けてきたそうです。一部ではウメや葉物野菜が栽培されていました。雑草や下草もしっかり除草されており、本申請地は農地等で問題ないと思います。

議長

続きまして、地区番号542、地区番号476につきましてお願いいたします。

推進委員

それでは、地区番号542への追加申請について報告します。6月7日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は全面でクリが栽培されていました。一部では、30年以上経った古い木を伐採し、新たな苗木を植えていました。木の生育のため、管理機を使って地面の土を柔らかな状態に保つなど、行き届いた手入れがなされていました。本申請地は農地等で問題ないと思います。

引き続き、地区番号476への追加申請について報告します。6月7日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は、今年3月の総会で農地法第3条の許可を受けて取得した農地です。自宅の北側に位置し、トウモロコシ、スイカ、ニガウリ、オクラなどが栽培されていました。作った野菜は、ふれあい市場などの直売所や学校給食へ出荷するとのことです。本申請地は農地等で問題ないと思います。

議長 続きますして、地区番号1135につきましてお願いします。

農業委員 それでは、地区番号1135への追加申請について報告します。6月7日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は野猿街道沿いに位置し、カリフラワー、キャベツ、ジャガイモ、メロンなどが栽培されていました。収穫後はネギ、ハクサイ、ダイコンなどを作付けする予定とのことです。本申請地は農地等で問題ないと思います。

議長 続きますして、地区番号931につきましてお願いします。

農業委員 それでは、地区番号931への追加申請について報告します。6月8日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は一団の生産緑地地区に囲まれており、平成28年11月の総会で農地法第3条の許可を受けて取得した農地でマクワウリが栽培されていました。鉄骨があるので、はわせるなどの活用をしていきたいとのことです。本申請地は農地等で問題ないと思います。

議長 最後に、地区番号10につきましてお願いします。

農業委員 それでは、地区番号10への追加申請について報告いたします。6月8日、都市計画課の職員、事務局職員と申請地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地はご自宅の西に位置し、ネギ、

エダマメ、ヤーコン、サラダ菜などの葉物野菜が栽培されていました。収穫した野菜はJ A園芸センターへ出荷しているそうです。本申請地は農地等で問題ないと思います。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 地区番号476の申請地は近隣の生産緑地と道路で分断されていますが問題はないのでしょうか。

事務局 都市計画運用指針に幅員6m程度以下であれば一団と見なせるとの記載があります。都市計画課に確認していますが、今回の道路は運用指針の範囲内ですので一団と見なすことができます。

会長 他に質問はございませんか。

推進委員 地区番号10は地目が宅地ですが、問題はありませんか。

事務局 都市計画課によると、農地として耕作していれば生産緑地の指定は可能だとのことでした。ただし、生産緑地の指定を受けるにあたっては、地目を農地に変更するよう促しているとのことでした。

会長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。

第12「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第12「農地の権利取得の届出について」を報告。（1件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（2

件)

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により

10番 有竹 満次 委員

11番 菱山 史郎 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第3回総会を閉会します。

《午後4時10分閉会》